（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二　（略）

2　前項の規定は、第五十六条の三第十一号イからヌまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

（適用除外とならない病原体）

第五十六条の三十五　法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　第五十六条の三第十一号ハからヌまでに掲げる病原体

四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二　（略）

2　前項の規定は、第五十六条の三第十一号イからリまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

（適用除外とならない病原体）

第五十六条の三十五　法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　第五十六条の三第十一号ハからリまでに掲げる病原体

四　（略）